



# 鳥取県公報

平成 23 年 11 月 29 日(火)  
第 8 3 5 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (696) (経済通商総室) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (697) (〃) . . . . . 2
	地籍調査に関する事業計画の変更 (698) (農地・水保全課) . . . . . 3
	県道の区域の変更 (699) (道路企画課) . . . . . 4
	県道の供用の開始 (700) (〃) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (701) (東部総合事務所県民局) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (702) (西部総合事務所県民局) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第696号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
本の学校 今井ブックセンター  
米子市新開二丁目3-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 鳥根県松江市殿町63
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 米子市尾高町68 株式会社 今井書店 代表取締役 田江 泰彦  
変更後 鳥根県松江市殿町63 株式会社 今井書店 代表取締役 田江 泰彦
- 4 変更年月日  
平成18年12月1日
- 5 変更する理由  
グループ組織再編による会社合併のため
- 6 届出年月日  
平成23年11月7日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年11月29日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第697号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
本の学校 今井ブックセンター  
米子市新開二丁目3-10
- 2 承継により変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦  
米子市尾高町68  
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦  
島根県松江市殿町63
- 3 承継があった年月日  
平成18年12月1日
- 4 承継の理由  
グループ組織再編による会社合併のため
- 5 承継に係る店舗面積  
2,116.83平方メートル
- 6 届出年月日  
平成23年11月16日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年11月29日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

**鳥取県告示第698号**

平成23年鳥取県告示第233号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成23年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
倉吉市	変更前	倉吉市関金町野添、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、仲ノ町、新町三丁目、西町、金森町、福吉町二丁目、河原町、黒見、小鴨、北野、上井、山根、伊木、余戸谷町及び鍛冶町の各一部	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
	変更後	倉吉市関金町野添、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、越中	

		町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、仲ノ町、新町三丁目、西町、金森町、福吉町二丁目、河原町、黒見、小嶋、北野、上井、山根、伊木、余戸谷町、鍛冶町及び上井町二丁目の各一部、	〃
日南町	変更前	日野郡日南町下阿毘縁、花口及び宮内の各一部	〃
	変更後	日野郡日南町下阿毘縁、花口、宮内、阿毘縁、神戸上及び丸山の各一部	〃

**鳥取県告示第699号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年11月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	変更前	鳥取市秋里字松下619地先から同市秋里1070地先まで	7.1 ~ 36.4	189.0
		鳥取市秋里字松下622-2地先から同市秋里1070地先まで	5.1 ~ 12.2	148.0
	変更後	鳥取市秋里字松下619地先から同市秋里1070地先まで	7.1 ~ 36.4	189.0
		鳥取市秋里字松下622-2地先から同市秋里1070地先まで	5.1 ~ 12.2	148.0
		鳥取市秋里字松下621-2地先から同字623-2地先まで	7.3 ~ 120.5	77.0

**鳥取県告示第700号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年11月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市秋里字松下621-2地先から同字623-2地先まで	平成23年11月29日

**鳥取県告示第701号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年1月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成23年11月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人とっとり観光ガイドセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山根 奈津子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市大杵47-17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、市民および観光客に対して、観光に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第702号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年1月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日  
平成23年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
大西 喜久子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市河崎1744-28
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、消費者に対して、消費生活に関する相談・苦情処理、消費者への情報提供・啓発に関する事業を行い、消費者の権利の確立及び自立を支援することにより、消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。